

平成26年4月1日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1728号

平成26年4月1日における号給の調整に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成25年条例第45号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定に基づき、平成26年4月1日(以下「調整日」という。)における号給の調整に関し必要な事項を定めるものとする。

(改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める号給)

第2条 改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める号給は、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(規則第6-1512号)附則第5項中「第25条第1項、第3項第1号」とあるのは「第25条第3項第1号」と、「同条第1項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D又はE(一般職員給与条例第12条第3項又は市町村立学校職員給与条例第11条第3項の適用を受ける特定職員にあつては、C、D又はE)」と、同条第3項第1号」とあるのは「同条第3項第1号」と、同規則附則第7項中「相当する数から1を減じて得た数に、切替日」とあるのは「切替日」と読み替え、かつ、同規則附則第4項、第6項及び第12項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年条例第36号)附則第4項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年条例第43号)附則第4項並びに一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成24年条例第50号)附則第2項及び第3項の規定の適用がないものとして、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用して再計算した場合に調整日に受けることとなる号給とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該号給が改正条例附則第2項の規定の適用がないものとした場合に調整日において受けることとなる号給と同一又は下位の号給となる場合は、調整を行わない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(規則第6-1512号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (初任給に関する経過措置)</p> <p>4 平成19年1月1日から平成26年3月31日までの間に新たに職員となり、その者の号給の決定について職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下「規則」という。)第13条から第14条の2までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から一般職員給与条例第8条第2項及び市町村立学校職員給与条例第7条第2項の規定による号給(規則第13条の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とするとされている号給を除く。)の号数を減じた数を4(新たに職員となった者が特定職員(規則第24条の2に規定する職員をいう。以下同じ。))</p>	<p>附 則 (初任給に関する経過措置)</p> <p>4 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下「規則」という。)第13条から第14条の2までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から一般職員給与条例第8条第2項及び市町村立学校職員給与条例第7条第2項の規定による号給(規則第13条の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とするとされている号給を除く。)の号数を減じた数を4(新たに職員となった者が特定職員(規則第24条の2に規定する職員をいう。以下同じ。))</p>

であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り上げた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、規則第13条から第14条の2までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日の翌日から採用日までの間における規則第23条に規定する昇給日(次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

(1)～(4) (略)

て得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り上げた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、規則第13条から第14条の2までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日の翌日から採用日までの間における規則第23条に規定する昇給日(次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

(1)～(4) (略)

(短時間勤務職員の給料月額の変換計算に関する規則の一部改正)

3 短時間勤務職員の給料月額の変換計算に関する規則(規則第6-1370号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第11条に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号。以下「育児休業条例」という。)第15条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条第1項、第2項若しくは第4項、育児休業条例第16条の規定により読み替えられた市町村立学校職員給与条例第6条第1項若しくは第2項、育児休業条例第18条の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年条例第4号)第5条第3項若しくは第4項、育児休業条例第19条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年条例第55号)第7条第2項若しくは第3項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年条例第36号)附則第5項(第6項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第4項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年条例第43号)附則第5項(第6項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第4項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成24年条例第50号)附則第4項(第5項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第2項若しくは第3項又は一般職の職員の給与に関する条例</p>	<p>次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第11条に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号。以下「育児休業条例」という。)第15条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条第1項、第2項若しくは第4項、育児休業条例第16条の規定により読み替えられた市町村立学校職員給与条例第6条第1項若しくは第2項、育児休業条例第18条の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年条例第4号)第5条第3項若しくは第4項、育児休業条例第19条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年条例第55号)第7条第2項若しくは第3項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年条例第36号)附則第5項(第6項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第4項、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年条例第43号)附則第5項(第6項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第4項又は一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成24年条例第50号)附則第4項(第5項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた第2項若しくは第3項</p>

等の一部を改正する条例(平成25年条例第45号)
附則第3項(第4項において準用する場合を含む。)
の規定により読み替えられた第2項